

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年8月4日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-4333

住 所 千葉県長生郡長生村七井土
1545番地1氏 名 株式会社合同資源
代表取締役社長 山ノ井敏夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-32-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社合同資源 千葉工場
事業場の所在地	〒299-4333 千葉県長生郡長生村七井土1365
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	売上高 225億円(令和5年10月1日から令和6年9月30日)
③ 従業員数	231名
④ 特別管理 産業廃棄物の 一連の処理の工程	別紙1参照



(日本産業規格 A列4番)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸
	全 処 理 委 託 量	0 t	10 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	10 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定事業者へ委託する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	71.52 t	
	(今後実施する予定の取組等) 既に、電子マニフェストを導入済。		
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
	排 出 量	0.0043 t	0.0005 t	0.98 t	30.61 t	0.56 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
	排 出 量	0 t	0 t	0 t	14 t	0 t	t	t	t

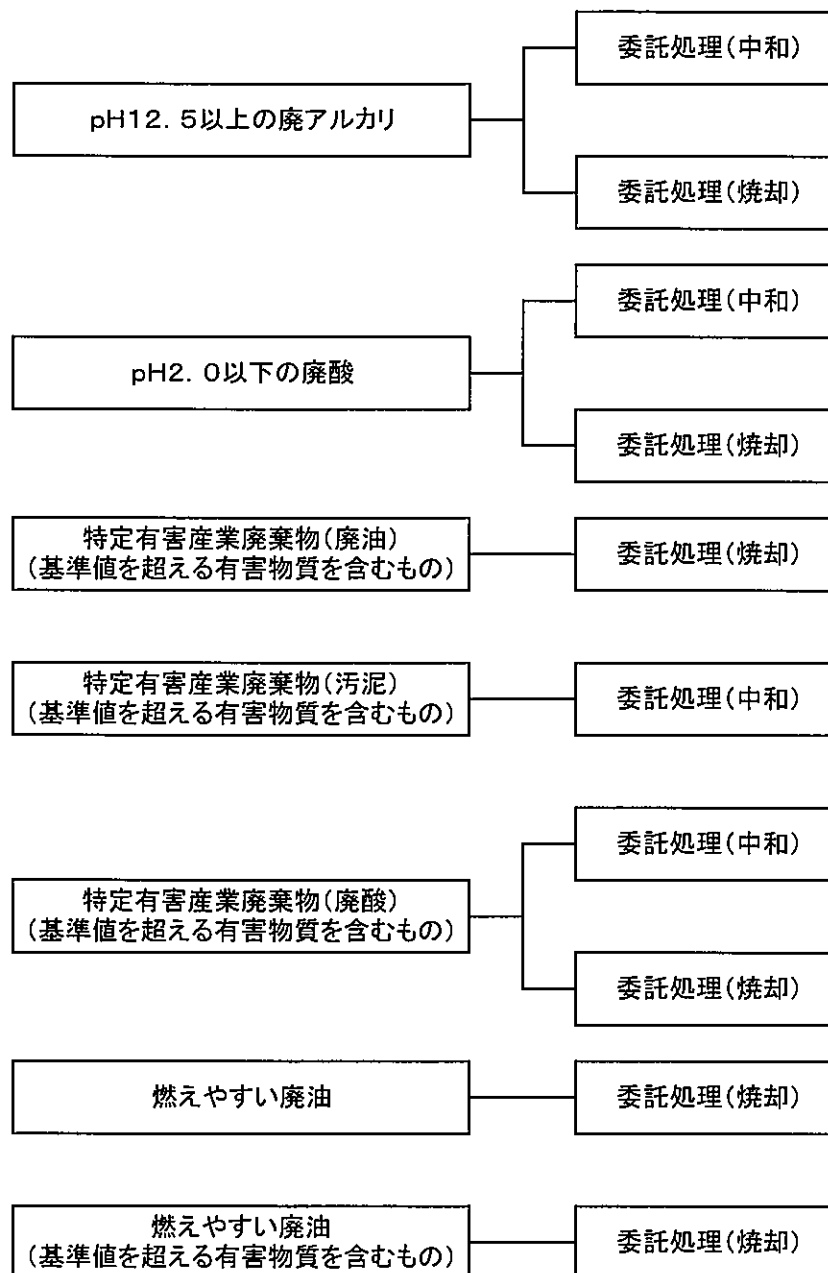
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	t	t	t

【別紙1】特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



【別紙2】管理体制図

